



指定障害福祉サービス事業者等の指導監査等について

指定を行った自治体及び支給決定を行った自治体において、法律の規定により、指導監査等を行います。（[参考資料1](#)）

1 指導

関係法令等に定めるサービスの適切な取扱い及び報酬請求に関する事項についての周知徹底を目的に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、指定又は支給決定を行う自治体等において、事業所等に対する指導を行います。

指導には、毎年、県内全ての指定障害福祉サービス事業所等を対象として、講習会形式で行う「集団指導」と、個別に事業所等を訪問する等により、サービスの提供に関する書類の精査や、関係者からの聞き取りを行う「実地指導」の2種類があります。

「実地指導」は定期的に行うほか、必要に応じて随時実施しますので、御協力をお願いします。

● 根拠規定

- ・障害者総合支援法第10条第1項（市町村）、障害者総合支援法第11条第2項（都道府県）
- ・児童福祉法第57条の3の2（市町村）、児童福祉法第57条の3の3（都道府県）、児童福祉法第24条の15（指定障害児入所施設等←都道府県）

2 監査

勧告・命令及び指定取消し等、行政処分の事由に該当すると認められる場合や、報酬請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合、事業者及びその従業者が利用者に対し虐待を行ったと疑うに足りる理由がある場合など、重大な法令違反に対して事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採るため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、指定又は支給決定を行う自治体等において、事業所等に対して監査を行います。

● 根拠規定

- ・障害者総合支援法第48条（指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設←市町村・都道府県）、障害者総合支援法第51条の27（指定一般相談支援事業者←市町村・都道府県、指定特定相談支援事業者←市町村）
- ・児童福祉法第21条の5の22（指定障害児通所支援事業者←市町村・都道府県）、児童福祉法第24条の15（指定障害児入所施設等←都道府県）、児童福祉法第24条の34（指定障害児相談支援事業者←市町村）

3 行政上の措置

監査の結果、指定基準違反等が認められた場合に「勧告、命令、指定の取消し等」を行います。命令及び指定の取消し等は行政処分であるため、行政手続法第13条に基づき意見陳述を求めます。

① 勧告

相当の期間を定めて、文書により基準の遵守について勧告することができる。これに従わなかった場合は公表することができる。

② 命令

正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、期間を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。命令した場合は公示される。

③ 指定の取消し等

命令に従わない及び指定取消等事由に該当する場合、指定取消し又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

④ 監査中の事業廃止等に係る欠格事由

監査中に指定取消し処分を予想した事業者が処分逃れのために廃止届を提出した場合、法律に基づき他の事業所の指定・更新が拒否される。指定取消しを受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合も、指定・更新の欠格事由となる。

※「密接な関係を有する者」株式の所有その他の事由を通じて当該設置者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者（指定・更新が拒否されるのは、指定の取消しを受けた密接な関係を有する者が、同じサービスタイプの指定を受けている場合に限る。）

4 指定の取消し等の事由

障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により、事業者の取消し又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる事由は、以下に該当する場合です。

市町村は、自立支援給付（又は障害児通所給付費等）に係る都道府県が指定する事業者について、以下の取消し事由に該当すると認めるときは、その旨を当該事業所の指定を行う都道府県に通知しなければならないこととなっています。

● 根拠規定

- ・ 障害者総合支援法第50条（指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設）、
障害者総合支援法第51条の29（指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者）
- ・ 児童福祉法第21条の5の24（指定障害児通所支援事業者）、
児童福祉法第24条の17（指定障害児入所施設）、
児童福祉法第24条の36（指定障害児相談支援事業者）

● 指定の取消し等の事由

（指定要件に係る事由）

- **指定事業者（設置者）が、下記の①～③の項目のいずれかに該当する場合。**（障害者総合支援法第50条第1項第1号、同法第51条の29第1項第1号・同条第2項第1号／児童福祉法第21条の5の24第1項第1号、同法第24条の17第1号、同法第24条の36第1号）
指定事業者が法人である場合はその役員等（当該法人の役員又はサービスを行う事業所の管理者）のうちに、法人でない場合はその管理者のうちに、**下記の①～⑦の項目のいずれかに該当する者がいる場合。**（障害者総合支援法第36条第3項第12号・第13号／児童福祉法第21条の5の15第3項第13号・第14号）

※指定相談支援事業者（一般相談、特定相談、障害児相談）は、下記①、⑤の後段カッコ書き（聴聞通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者）を除く。

- ① **禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。**（障害者総合支援法第36条第3項第4号／児童福祉法第21条の5の15第3項第4号）
- ② **障害者総合支援法（又は児童福祉法）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（政令で定めるもの）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。**（障害者総合支援法第36条第3項第5号／児童福祉法第21条の5の15第3項第5号）
- ③ **労働に関する法律（政令で定めるもの）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。**（障害者総合支援法第36条第3項第5号の2／児童福祉法第21条の5の15第3項第5号の2）
- ④ **障害者総合支援法（又は児童福祉法）の規定により障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者（又は障害児通所支援事業者、障害児入所施設、障害児相談支援事業者）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。**（取消し処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞通知があった日前60日以内に法人の役員等であった者（法人でない場合は管理者であった者）を含む。）
ただし、業務管理体制の確認検査（⇒後述）において、指定取消し処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するため、指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して指定事業者が有していた責任の程度を確認した結果、指定事業者が指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。（障害者総合支援法第36条第3項第6号／児童福祉法第21条の5の15第3項第6号）
- ⑤ **障害者総合支援法（又は児童福祉法）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。**（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）（障害者総合支援法第36条第3項第8号／児童福祉法第21条の5の15第3項第9号）
（行政手続法第15条の規定による聴聞通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者（法人でない場合は管理者であった者）を含む。）（障害者総合支援法第36条第3項第10号／児童福祉法第21条の5の15第3項第11号）
- ⑥ **監査が行われた日から聴聞決定予定日**（監査の結果に基づき指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日（監査後60日以内の特定の日）を、指定事業者に対して監査日から10日以内に通知した場合における当該特定の日をいう。）**までの**

間に、事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。(事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)(障害者総合支援法第36条第3項第9号/児童福祉法第21条の5の15第3項第10号)

- ⑦ **指定の申請前5年以内にサービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。**(障害者総合支援法第36条第3項第11号/児童福祉法第21条の5の15第3項第12号)

(その他の事由)

- 指定事業者が、**法律に規定する障がい者及び障がい児の人格尊重義務及び職務遂行義務**(障がい者及び障がい児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障がい者及び障がい児(障がい児の保護者)のため忠実にその職務を遂行しなければならない。)に違反したと認められるとき。(障害者総合支援法第50条第1項第2号、同法第51条の29第1項第2号・同条第2項第2号/児童福祉法第21条の5の24第1項第2号、同法第24条の17第2号、同法第24条の36第2号)
- 指定事業者が、**事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、基準を満たすことができなくなったとき。**(障害者総合支援法第50条第1項第3号、同法第51条の29第1項第3号・同条第2項第3号/児童福祉法第21条の5の24第1項第3号、同法第24条の17第3号、同法第24条の36第3号)
- 指定事業者が、**事業の設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をすることができなくなったとき。**(障害者総合支援法第50条第1項第4号、同法第51条の29第1項第4号・同条第2項第4号/児童福祉法第21条の5の24第1項第4号、同法第24条の17第4号、同法第24条の36第4号)
- 給付費等の請求に関し不正があったとき。(障害者総合支援法第50条第1項第5号、同法第51条の29第1項第5号・同条第2項第5号/児童福祉法第21条の5の24第1項第5号、同法第24条の17第5号、同法第24条の36第5号)
- 指定事業者が、**監査実施時に報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。**(障害者総合支援法第50条第1項第6号、同法第51条の29第1項第6号・同条第2項第6号/児童福祉法第21条の5の24第1項第6号、同法第24条の17第6号、同法第24条の36第6号)
- 指定事業者又は当該事業所の従業者が、**監査実施時に出席を求められてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。**ただし、当該事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、指定事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。(障害者総合支援法第50条第1項第7号、同法第51条の29第1項第7号・同条第2項第7号/児童福祉法第21条の5の24第1項第7号、同法第24条の17第7号、同法第24条の36第7号)
- 指定事業者が、**不正の手段により指定を受けたとき。**(障害者総合支援法第50条第1項第8号、同法第51条の29第1項第8号・同条第2項第8号、児童福祉法第21条の5の24第1項第8号、同法第24条の17第8号、同法第24条の36第8号)
- 上記のほか、指定事業者が、**障害者総合支援法(又は児童福祉法)若しくは国民の保健医療若しくは福祉に関する法律(政令で定めるもの)又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。**(障害者総合支援法第50条第1項第9号、同法第51条の29第1項第9号・同条第2項第9号/児童福祉法第21条の5の24第1項第9号、同法第24条の17第9号、同法第24条の36第9号)
- 上記のほか、指定事業者が、**サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。**(障害者総合支援法第50条第1項第10号、同法第51条の29第1項第10号・同条第2項第10号/児童福祉法第21条の5の24第1項第10号、同法第24条の17第10号、同法第24条の36第10号)
- 指定事業者が法人である場合はその役員等のうちに、法人でない場合はその管理者のうちに、**指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に、サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。**(障害者総合支援法第50条第1項第11号・第12号、同法第51条の29第1項第11号・同条第2項第11号/児童福祉法第21条の5の24第1項第11号・第12号、同法第24条の17第11号・第12号、同法第24条の36第11号)

5 指定の取消しを行った場合の措置

指定の取消しを行った場合、以下の措置を行います。

- ① 取消し後5年間の指定(更新)申請の禁止
(障害者総合支援法第36条第3項第6号/児童福祉法第21条の5の15第3項第6号)
- ② 取消しした旨の公示
(障害者総合支援法第51条、第51条の30/児童福祉法第21条の5の25、第24条の18、第24条の37)
- ③ 経済上の措置 …不正請求による返還金が生じた場合、加算金(返還額の100分の40を乗じた額)を付加
(障害者総合支援法第8条/児童福祉法第57条の2)

また、指定の取消しに係る業務管理体制の確認検査(⇒後述)により、法人役員等が不正等の処分理由となる行為に関与したかを確認し、関与したと認められた役員等については欠格事由該当者となり、その者を役員等とする法人等については、指定(更新)が受けられなくなります。

- 県内の指定取消し事例（4例）
 - ・平成19年 松山市内の居宅介護事業者
(不正請求、障害者自立支援法第42条第3項の障がい者の人格尊重義務違反、不正又は著しい不当行為)
 - ・平成23年 西条市内の居宅介護事業者（不正請求）
 - ・平成25年 今治市内の就労系事業者（不正請求）
 - ・平成25年 松山市内の居宅介護事業者（不正請求、不正の手段による指定、人員基準違反）

6 業務管理体制の整備及び確認検査

平成24年4月1日からの法改正により、指定事業者は、不正事案の未然防止の観点から、障害者総合支援法及び児童福祉法の根拠条文ごとに、事業運営の適正化を図るための業務管理体制（法令等順守体制）を整備し、届け出ることとなっています。

業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、届出を受けた自治体において、定期的に業務管理体制の確認検査（一般検査）を行います。そのほか、指定事業所の指定取消相当の事案が発覚した場合には、指定事業者の組織的関与の有無を確認するため、特別検査を実施します。

※ 複数の事業所を設置する指定事業者は、業務管理体制の届出先及び確認検査を行う自治体が、事業所指定を行う自治体と異なる場合があります。（詳細は資料4の項目7）

● 根拠規定

（届出）

- ・指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設 … 障害者総合支援法第51条の2
- ・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者 … 障害者総合支援法第51条の31
- ・指定障害児通所支援事業者 … 児童福祉法第21条の5の26
- ・指定障害児入所施設 … 児童福祉法第24条の19の2（法第21条の5の26を準用）
- ・指定障害児相談支援事業者 … 児童福祉法第24条の38

（確認検査）

- ・指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設 … 障害者総合支援法第51条の3
- ・指定一般相談支援事業者・指定特定相談支援事業者 … 障害者総合支援法第51条の32
- ・指定障害児通所支援事業者 … 児童福祉法第21条の5の27
- ・指定障害児入所施設 … 児童福祉法第24条の19の2（法第21条の5の27を準用）
- ・指定障害児相談支援事業者 … 児童福祉法第24条の39

- 業務管理体制の整備について、具体的には、全ての指定事業者において、事業所職員が法令遵守するための体制を確保できるよう、事業者等内の各組織及び各従業員に対する周知徹底、法令遵守のチェック及びそれらに基づく評価について、責任者としての役割を担う「法令遵守責任者」を置くことが必要です。

また、開設する事業所等の数に応じて、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令順守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行状況の監査」を行う必要があります。

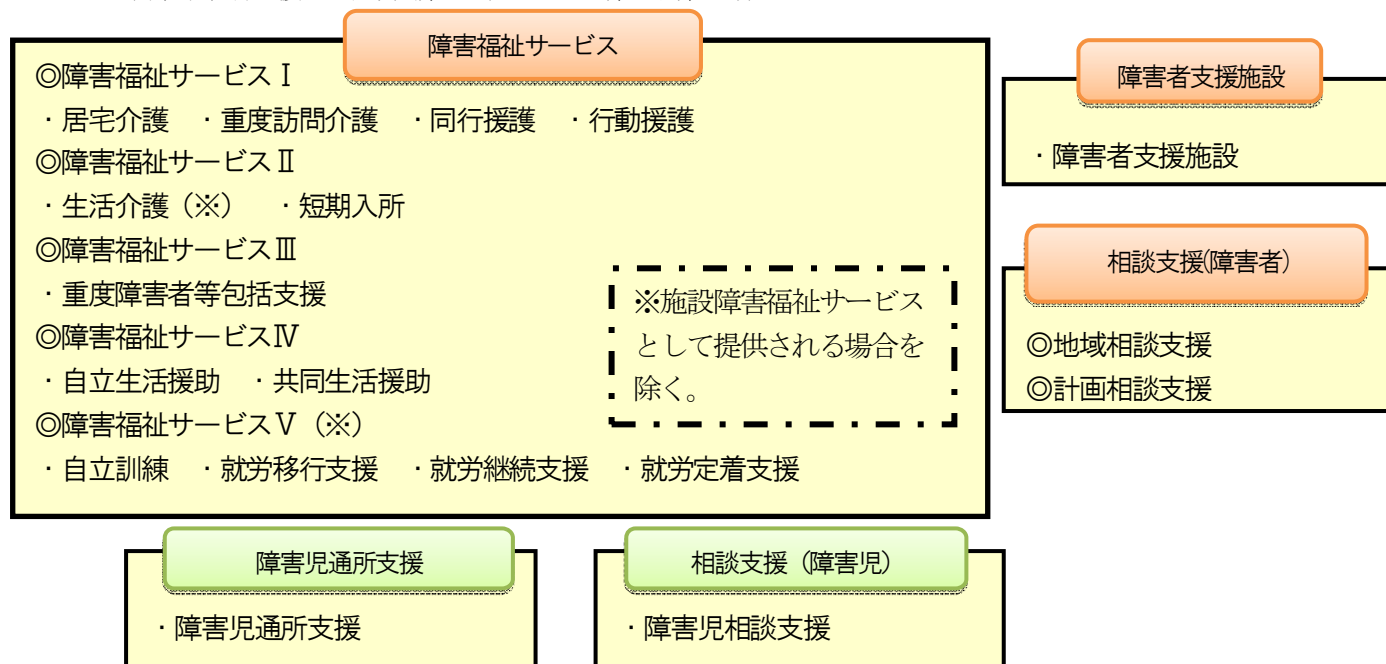
- 事業所の指定取消しの理由となった不正行為に、指定事業者の組織的関与を確認するため、業務管理体制の確認検査（特別検査）を行います。組織的関与が確認された場合、連座制が適用されることとなります。

同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当し、新たな指定・更新を受けられなくなります。

（指定・更新が拒否されるのは、指定の取消しを受けた密接な関係を有する者が、同じサービスタイプの指定を受けている場合に限る。）

【密接な関係を有する者に関するサービス類型】

(障害者総合支援法施行規則第34条の20の3第4項第3号)



(児童福祉法施行規則第18条の32第4項第3号)

● 業務管理体制の確認検査（一般検査）の結果、適正な業務管理体制を整備していない事実が認められた場合、以下の行政上の措置を行います。

① 勧告

期限を定めて、文書により是正勧告することができる。期限内に従わなかった場合は公表することができる。

② 命令

正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、期間を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。命令した場合は公示される。命令に違反したときは、指定権者が市町村の場合は当該市町村に通知する。